

令和4年 滑川町農業委員会 第4回総会 議事録

召集月日	令和4年4月15日(金)				
開 会	令和4年4月25日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和4年4月25日(月) 午前10時30分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 8名出席、 1名欠席)					
下福田	小林幸夫	欠席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	1番	神田徳子	2番	吉田 昇	

第 4 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 16 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 17 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 18 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 5	議案第 19 号	農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について
日程第 6	議案第 20 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 21 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。お集まりの様ですので、令和4年第4回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者の報告です。農業委員さんは欠席者ございません。農地利用最適化推進委員さんは、〇〇〇地区の□□□委員さんから欠席届が出ておりますので、ご報告させていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 おはようございます。令和4年第4回の総会にお忙しい中ご出席頂き大変ありがとうございます。紹介がありました福島さんが新しく農業委員会の事務局次長に就任しましたので宜しくお願いします。菅野さんは建設課からの異動ですが、その前の2年間は農業委員会にいましたので色々と相談してください。鯨井くんは5年間居ましたので大ベテランでした。もう少し居て頂きたいと思いましたが、これも人事のことでございます。皆さんによりしくお願いして、この1年間を乗りきたいと思います。

また、今年は色々な物が値上がりラッシュと言う感じで1割程度の値上がりがあるようです。特に農家さんにおかれましては、費用なども値上がりし、利益の方も大分薄くなり大変な状況ではないかと思えます。食料の方も大変な値上がりで、小麦粉は特に輸入が多いので影響を受け値上がりしています。今まで安かった米も見直されて、米の需要が高まり値段が上がればよいと期待をしております。

4月から農業委員会活動記録簿を週2回、月8回記入と委員の皆さんは大変困惑しているのではないかと思います。週2回月8回の記入となると、全国的にも戸惑っているのではないかと思います。6月には比企郡の会長会議もありますので、他地区の状況を確認したいと思います。問題点等書き方も含め事務局に相談しながら進めて頂けたら良いと思います。1年間は宜しくお願い致します。本日提案された議案の方、慎重審議をお願いして、会長

の挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせて頂きたい
と思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議
の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長を
お願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致しま
す。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせて頂
きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農
業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。
令和4年滑川町農業委員会第4回総会は成立を致しました。これ
より開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法
律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を
求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中
8名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農
業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委
員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員
会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議
長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議
席番号1番の神田委員さん、議席番号2番の吉田委員さんにお願
い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致しま
す。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第16号「農地法第3条について」を、議題と致
します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第16号「農地法第3条(委員会)につい
て」をご説明いたします。今月の申請件数は1件760㎡になりま

す。それでは申請番号1を説明、朗読させていただきますので、議案書の1頁、図面は議案第16号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、373㎡、同じく×××番×××、畑、農振農用地、387㎡、2筆、合計760㎡になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは経営状況調査等をもとに判断となります。なお、貸付地5,173㎡については中間管理機構に貸付の上、自身で借入し耕作を行っているため借入地に含めております。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7番 はい。2班、班長の7番の贄田です。4月16日土曜日午前9時より、2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。詳細につきましては、私が担当なので、引き続き説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇前の県道×××号線を北に向かいまして、×××m行ったところの右側にあります。申請地は〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××と×××番×××の合計760㎡になります。境界杭は確認することができました。申請人の□□□さんの耕作面積は、水田13,793㎡、畑9,855㎡、合計で23,648㎡です。いずれの畑18ヶ所が良好に管理されておりました。□□□さんは現在JA滑川農産物直売所に、季節の野菜、野菜の苗、切り花、植木苗、果樹等をほぼ毎日出荷して

おります。今回の申請は畑の規模拡大により、季節の野菜を作付けしていきたいということであります。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。今回の申請ですが、譲渡人は、妻の友人にあたりますが、積極的な農業経営ができないため、度々に農地の利用について相談を受けています。申請地は、登記地目は田ですが、畑の状態になっております。現在は何とか保全管理されておりますが、今後、遊休農地になってしまう前に何とかしたいと考えておりました。そういった経緯もあり申請地は私の自宅から近く、管理が容易な面もあり自身の農業経営の経営規模の拡大に繋げていける利点もあるため、今回私が農地の取得をすることに決めました。今後の〇〇〇地区の認定農業者として経営規模の拡大を視野に入れながら、地域の農業の発展にも取り組む所存です。そういった概要です。労働状況は、通常本人が耕作を行っていますが、繁忙期には妻と子供2人が農作業を協力して行っているため労働力は確保されています。農機具の保有状況ですがトラクター1台、田植え機2台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。調査の結果、今回の申請については適当であると認定されました。審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区担当の推進委員の□□□です。申請の土地は申請人の自宅の近くにありまして、農機具等も十分揃っており、繁忙期には奥さん長女長男の応援も可能ですので耕作を行うのには問題ないと思います。この土地は北側が保全管理地、南側は農地、西側が道路、東側が堀になっております。管理も絶えず申請人が保全管理している土地で、もし問題が生じた場合には申請人が責任を持って対処するということですので、権利が移動した後も申請の土地に問題はないと思います。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致し

ます。それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、番号1については申請のとおり許可と決定致しました。以上で、日程第2議案第16号番号1を終わります。

議 長 日程第3議案第17号農地法5条についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第17号「農地法第5条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、1,342㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第17号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、185㎡同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、777㎡合計2筆、962㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、□□□様です。譲受人は合同会社□□□、代表社員□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設する為、転用したいというものです。なお、事業計画地に含まれる山林部分は〇〇〇×××番×××、面積が694㎡、総事業面積は1,656㎡となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

14 番 1班班長の14番井上です。4月22日金曜日午前8時30分より、農業委員4名、推進委員2名、業者さん1名の計7名で、現地調査を実施しました。担当ですので説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して〇〇〇線を〇〇〇方面

に向かい、×××キロほど行った〇〇〇を右折して、×××mほど行った左側が申請地です。面積は962㎡です。理由書がございましたので、読ませて頂きます。譲渡人の□□□さんは〇〇〇市に住んでおり会社員です。相続により本件申請地を取得しました。その後の農地の維持管理に苦慮していたところ、太陽光発電施設用地を探している事業者がいることを知り、売却に応じることになりました。譲受人は、〇〇〇市で太陽光発電事業合同会社□□□です。太陽光発電設備が近隣に設置されていること、日当たりの良い土地であること、申請地には太陽光パネル196枚を設置し発電の規模は105.84kWの設備を計画しております。隣地の境界にはフェンスを設置します。雨水は地内で浸透処理し雨水と土砂の流れを防止します。敷地内の雑草等により周辺農地へ被害が生じぬよう定期的な除草を致します。以上の理由により5条申請を致します。万が一、被害が生じた場合には責任をもって対処いたします、とのことです。以上です。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。今日は□□□さんが休みなで代行して報告させていただきます。この農地はもう数年耕作していない荒れた土地であり、管理されてない状況でございました。現地において境界杭も、仮杭ではございますが確認することができました。公図のとおり北側は山林、竹林になっています。その先は〇〇〇、左側は山林分譲された山でございます。東側は公道になっており、農地への影響はないと考えます。今回、農地の有効利用とした設置と考えます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。他に。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。はい、どうぞ。

10 番 10番の金子でございます。前回の総会の際に環境課の方が太陽

光発電の条例について説明してくれましたが、本申請はその条例には掛かりますか。

議長 事務局説明願います。

事務局 はい。4月1日からの条例に掛かる案件と考えて頂いて結構です。先週、環境課に聞いた際は4月1日現在着工していない案件は条例に掛かってくると聞いています。業者と環境課のやり取りは、こちらでは把握できていません。

事務局長 3月の段階の話だけさせてください。こちらの案件が出てきたのが、3月の下旬に出てくると聞いていました。その段階で4月1日条例施行、そして3月の段階で申請という、このせめぎ合いのところで話がありましたが、環境課と私が前の担当と話した段階で話をさせて頂くと基本的に4月に出して頂くと、条例に必ず引っ掛かります。ただし条例施行の4月1日に近い状況になっていますので、申請者の方に基本的に工事が始まってない場合は、4月1日の条例適用に近い状況でやって頂きたいと話をして、申請者の方も了解を得て申請を出しています。ただ、出すのが4月1日ではなく、3月中に出したいという話を前の担当から聞いています。ですので、基本的には条例に基づいたような状況でやって頂けるというふうに考えております。

10番 前回の総会で環境課の方が説明したフローに基づいて行っていただけと考えてよろしいですか。

事務局長 ただ、条例制定前の申請ということで、制定後の審査と同じものになるかは環境課に確認をとっていないため、申し訳ございませんがわかりません。

10番 はい、10番金子です。そのお話は農業委員の井上さんはご存知ですか。

5番 はい、5番高柳です。井上さんに代わってお答えします。業者がその条例の関係で、申請が遅れたと言っておりました。事務局に確認ですが、説明会は規模にもよるのですか。

議長 暫時休憩とします。

(太陽光発電の条例について環境課に確認)

議 長 再開致します。

事務局 今回のこの両表の案件に関しては、4月1日以前の3月31日の申請なので、農地転用の申請の方は受けています。ただ、着工していないものについては、全て4月1日からの条例が適用されるので、区長さん等をお願いをし、説明会をして、その添付資料等をつけて、環境課に申請になります。次回からは、環境課への申請を添付して農業委員会へ申請を提出して頂くこととなります。今回の申請は3月31日なので、農転の申請は受け付けていますが、実際には説明会を行って頂きます。3月と4月の申請で何が違うかという、環境課への申請書コピーの添付が要るか要らないかということになります。環境課に対して業者が行うことは、前回の〇〇〇の太陽光発電の案件も含め4月1日現在着工していない申請は同じことをして頂くこととなります。ただ、3月申請で条例施行前なので、環境課への申請書のコピーの添付を求めているだけです。やることは同じです。次回から環境課の太陽光の申請書のコピーを添付して頂くことが前提となります。

10 番 はい、10番金子です。もし農地転用で許可した後に、地元の説明会で反対があった場合にはどうなりますか。

事務局長 農業委員会の太陽光判断は、対象農地について地元がどうかの話ではなく、農業委員会の判断でお願いします。農地法で判断した場合にこれが妥当か妥当でないかというだけです。考え方の中で農地法として、これが妥当かどうか判断して頂ければということになりますので宜しくお願いします。先ほど事務局が話したように、次回以降の太陽光に関する農転は、環境課で受け付けし、地元の了解を頂いた状態で、ここに上がってきます。なぜかという、先程の繰り返しになりますが4月1日が条例施行後になるからです。そして、農業委員会の方に関しては、他法令との調整が整っていることが必要ですが、3月までで言えば、この太陽光の条例はありませんでした。4月になったら太陽光条例が施行されていますので4月以降の申請については、太陽光条例に基づく書類が必要です。ここの部分の差があるわけです。宜しくお願い

願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

6 番 はい、6番田幡です。農業委員会では立地基準と一般基準について調査することで、その辺のところをわきまえて議論した方が良いと思います。そこで、お伺い致します。現地調査した皆さんに聞きますが、御行坂は非常に勾配の強い坂ですが、その坂に隣接している土地で一番北と南の高低差があると思いますが、ここでは土地利用計画図は切土盛土なしとありますが、この太陽光施設で降った雨は、平らじゃないので必ず下へ流れくるとと思いますが、高低差がどの程度あるのかお伺い致します。

5 番 はい、5番高柳です。高低差という程の高低差はありませんでした。段になっています。

2 番 はい、2番吉田です。地番でいうと×××番×××、×××番×××があります。×××番×××のところには段差があります。また実際に×××番×××、×××番×××は事前に数十年前に盛土された土地で高低差は3mから5m程度しかありません。太陽光パネルを設置しても雨水が流れ出ることはないと思います。以上です。

6 番 わかりました。

議 長 他には、よろしいですか。

それではないようですので、申請の通り許可相当ということに賛成の方挙手を願います。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第17号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号1を終わります。

続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2を説明させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第17号資料2-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、

365 m²、同じく×××番×××、畑、農振区内の農地、15 m²、合計2筆380 m²になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇、□□□様と□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。なお、申請地×××番×××の15 m²につきましては、道路のセットバック部分となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

1 番 4班班長1番神田です。4月23日土曜日朝8時より農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては地元委員であります田幡委員さんをお願いいたします。

6 番 はい、ご報告いたします。6番田幡です。本事案に関しましては、ただいま班長のご報告の通り、4月23日午前8時から農業委員5名、推進委員2名の計7名で現地調査を行いました。土地の所在は、大字〇〇〇字〇〇〇地内で〇〇〇の〇〇〇から北北東に直線で約×××mのところに位置し三方が道路に囲まれた畑にあります。許可の基準の立地条件は、先ほど事務局より説明がありました2種農地に該当し、一般基準は全てを確実に事業の用に供するとうたわれ、隣接農地の所有者の承諾書も添付されており、周辺の営農条件に悪影響を与えることもないと思われまます。よって慎重審議をお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。

推進委員 はい、〇〇〇地区推進委員□□□です。本申請地は、現在休耕中で保全管理されています。この周辺は畑と既存の住宅、新しくできた住宅が混在しているところがございます。また、この申請地は先ほども田幡委員さんの方からお話がありましたように、三

方が道路に囲まれていて隣接している畑も現在は休耕中でした。ここに新たに住宅が建設されても、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われます。本申請に関する意見は以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それではないようですので、申請の通り許可相当ということに賛成の方挙手を願います。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 17 号番号 2 については許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号 2 を終わります。

日程第 3 議案第 17 号は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 18 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 18 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 18 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 44 筆 43,566.20 m²となります。内訳は 3 年、賃借、13 筆 10,868.42 m²。6 年、賃借、5 筆 6,519 m²。6 年、使用貸借、3 筆 2,059 m²。9 年、使用貸借、7 筆 4,998 m²。10 年、賃借、10 筆 8,688 m²。その他、賃借、6 筆 10,433.78 m²となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。整理番号の頭番が同じ数字になっているものは、同一申請書に記載されたものです。土地を提供する申請者のうち、相続代表人と記載されているものは、相続登記がされていないため、代表

者が申請しているものです。その際必要書類となる他の相続人関係者の方からの同意書を添付いただいております。整理番号 20 の合同会社□□□につきましては、令和 4 月 3 月 1 日付けで、複数の市町村で営農を行う、農業経営改善計画の認定を〇〇〇市と滑川町で受けております。また、補足としまして、整理番号 21 につきまして、借り手が〇〇〇市の方ですが、〇〇〇市に経営状況を確認したところ、自作地として 9,945 m²経営している方になります。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 18 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 4 は以上になります。

議長 日程第 5、議案第 19 号農地中間管理事業法による農用地利用配分計画についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 19 号農地中間管理事業法による農用地利用配分計画意見についてをご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 19 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、利用配分計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、田の合計 6 筆、14,696 m²の計画となります。詳細については、資料の農用地利用配分計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の

欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。言い換えると真ん中に記載されている人と、記載が異なるものは借り手の変更となったもの、記載がないものは新規の貸借という事になります。ご審議宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 19 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 20 号農地法第 3 条の 3 についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 20 号農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) についてを説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 20 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 3 件、4,584.71 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、458 m²になります。位置については議案第 20 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。番号 2 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、559 m²になります。位置については議案第 20 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番×××号〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。番号 3

ですが、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、2,347 m²、外5筆、田畑合計3,567.71 m²になります。位置については議案第20号資料3をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

それでは議案第20号の質疑を終了致します。日程第6は以上になります。

議 長 日程第7、議案第21号農地法第5条届出についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第21号農地法5条(届出)についてを説明致します。議案書の6頁、議案第21号資料1と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件227 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明をさせていただきます。番号1ですが、所在地は滑川町〇〇〇×××番×××、畑、227 m²になります。位置については議案第21号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、自己居住用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それでは議案第21号の質疑を終了致します。日程第7は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。それ

では、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

意義なし、と認めます。滑川町農業委員会 令和4年第4回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。続きの進行は事務局よりお願いします。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 寒暖の差が激しいこの頃ですが体調管理に十分気を付けて御活躍下さい。令和4年第4回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年5月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 神田 徳子

署名委員 吉田 昇